

公益財団法人 助成財団センター

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人助成財団センター（以下「当センター」という。）の定款第33条第3項の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当センターが定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定める当センターの目的の達成に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、当センターの業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 代表理事のうち、1名を理事長とし、1名を専務理事とする。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として当センターを代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 評議員会を招集する。
- (4) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第6条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、当センターの業務を執行する。
 - (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 代表理事たる専務理事は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。

(常務理事)

第7条 常務理事を選任した場合の職務権限は、理事会において別に定めるものとする。

第3章 補則

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成21年11月5日から施行する。

この規程は、平成24年2月24日から施行する。

別表

理事の職務権限

決 裁 事 項		
項 目	決裁権者	
	理 事 長	専 務 理 事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○	
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の内容に関する事	○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	
国外出張に関する事	○	
国内出張に関する事		○
書面による契約の締結で、一件につき250万円以上の場合	○	
書面による契約の締結で、一件につき250万円未満の場合		○
書面による契約金額の範囲内の実行		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、 一件につき10万円未満の支出		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、 一件につき10万円以上の支出	○	
研修会等の事業実施に関する事		○
会費に関する事	○	
職員の教育・研修に関する事		○
渉外に関する事		○
福利厚生（役員含む）に関する事		○
金融機関を指定する事		○
寄附に関する事	○	
訴訟に関する事	○	
外部に対する重要文書の発簡	○	
外部に対する上記以外文書の発簡		○